

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年2月24日
事業者の氏名又は名称	高知東部交通株式会社(法人番号1490001006723)(代表者 坂本泰資)
事業者の所在地	高知県安芸市千歳町15-26
営業所の名称	室戸営業所
営業所の所在地	高知県室戸市室戸岬町字トヲノ内5366-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和3年12月27日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していたこと(旅客自動車運送事業運輸規則第45条、道路運送車両法第58条第1項)
当該違反点数(営業所)	6点
違反点数(事業者)	6点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。